

職場における**年末年始労働災害防止対策の推進**について

日頃より労働基準行政の推進につきましてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当署管内の労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、全国では、**労働災害により年間約800人の方が亡くなられ、12万人を超える方が休業されています**。また今年の、当署管内の発生件数は死亡災害及び休業4日以上災害とともに昨年の同じ時期に比べ、大きく増加している状況にあります。

厚生労働省では、2018年度を初年度とした「第13次労働災害防止計画」を策定し、2017年と比較して、死亡災害を15%以上、休業4日以上死傷者数を5%以上減少させることのほか、メンタルヘルス対策・腰痛対策・熱中症予防対策を通じ職業性疾病の防止等を目標として取組を行っているところです。

また、東京労働局におきましては、第13次東京労働局労働災害防止計画に基づき「**Safe Work TOKYO**」のロゴマークの下、「**トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心**」をキャッチフレーズとする官民一体となった労働災害防止に向けた取組を推進しております。

さらに、何かと慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的として、「**令和4年度 年末・年始 Safe Work推進 強調期間**」を設定し、都内各事業場の労働災害防止の気運を高めるとともに、徹底した労働災害防止への取組を一層推進していくこととしております。

労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

つきましては、上記趣旨をご理解いただき、年末年始に向け、労働災害の傾向等を踏まえた対策を一層推進し、事業場・労働者・その家族の方への安全意識の高揚と安全活動の定着、労働災害防止に向けた気運の醸成などを図るため、事業場の安全や健康管理について点検を行い、安全・衛生のための活動を行っていただきますようお願いいたします。

令和4年11月

Labour Standards Inspection Office



池袋労働基準監督署長

白浜弘幸

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/ikebukuro/newpage_00006.html)

[roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/ikebukuro/newpage_00006.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase/ikebukuro/newpage_00006.html)

令和4年度 年末・年始 Safe Work推進強調期間

1 趣旨・目的

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和4年度 年末・年始 Safe Work推進強調期間」を設定し「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。



2 取組期間

令和4年11月21日（月）～令和5年1月31日（火）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動、感染症防止等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

【事業者の重点実施事項】

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の機運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑥ 墜落・転落災害、行動災害予防を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑨ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑩ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑪ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

■ 経営トップの意識が重要です！

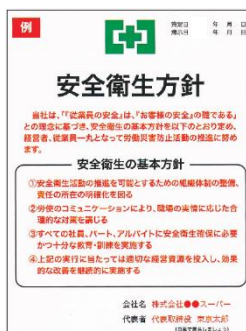
安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

■ 労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内での転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えてきています。

死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要なことです。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。



■ 新型コロナウイルス感染症対策について十分ご留意をお願いします



職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためのチェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。

◀ チェックリストは

こちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00145.html



<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/home.html>



東京労働局・労働基準監督署

東京労働局HP

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。